

2006 年度
政務調査費支出報告書

2007 年 5 月

日本共産党広島市会議員団

目 次

広島市議会の政務調査費について	1
交付対象および交付額／使途基準／収支報告書および領収書添付／ 政務調査費の返還／領収書の保管	
住民監査請求で不正支出が発覚	3
公私の区別なく386万円／議会の自浄能力発揮されず／市議選の争点に	
日本共産党は自主的に「全面公開」しています	4
支出概要／限定的な領収書添付／使途の自主規制	
日本共産党の主な支出	7
終わりに	8

(別紙)

- 日本共産党の2006年度収支報告書および領収書(写し)提出リスト
- 月別支出(議員事務所にかかわる費用以外)
- 議員事務所別支出

広島市議会の政務調査費について

●交付対象および交付額

広島市議会の政務調査費は、「広島市議会の会派に対する政務調査費の交付に関する条例」（以下、「条例」）に基づき、「議員の調査研究に資するため必要な経費の一部」として、会派に交付されています。

会派への交付額は、所属議員 1 人につき月額34万円。市議会全体でみると、議員60人分で年間約2億4千万円となります。（2007年5月から広島市議会定数は55人）

※条例は広島市例規類集 (<http://reiki.city.hiroshima.jp/reiki/reiki.html>) を参照下さい。

●使途基準

政務調査費の使途は、「議員の調査研究に資するため必要な経費以外の経費に充ててはならない」（条例第7条）とされています。

具体的には「広島市議会の会派に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則」（以下、「施行規則」）が下表のように9項目を掲げ、これに該当すると「認められるもの」と定めています。

項目	内容
研究研修費	会派が、研究会、研修会等を開催するため、又は他の団体の開催する研究会、研修会等に参加するために要する経費【会議費、講師謝金、交通費、旅費、宿泊費等】
調査旅費	会派の行う調査研究のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費【交通費、旅費、宿泊費等】
資料作成費	会派の行う調査研究のために必要な資料の作成に要する経費【印刷製本費、翻訳費、事務機器購入・リース代等】
資料購入費	会派の行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派の調査研究及び議会活動並びに市政について市民に広報するために要する経費【広報紙、報告書印刷費、送料、会議費等】
広聴費	会派が、市民からの市政、会派の政策等に対する要望、意見等を聴取するための会議等に要する経費【会場費、印刷費、茶菓子代等】
人件費	会派の行う調査研究を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派の行う調査研究のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費【事務所の賃借料、維持管理費、備品・事務機器購入・リース代等】
その他の経費	上記以外の経費で会派の行う調査研究に必要な経費

※【 】内は上表の基となっている「全国市議会議長会の標準案」の例示。施行規則に例示はありませんが、実際には広島市議会（議会事務局）でも「標準案」の例示で解釈されています。

●収支報告書および領収書添付

会派は、年度終了後30日以内に「収支報告書」(A4 サイズ 1 枚)を議長に提出することになっています。しかし、この報告書には、前述の9項目毎の年間支出合計しか記載されないため、使途の中身はまったくわかりません。

こうした使途の不透明さが背景にあるなか、2004年度の包括外部監査で政務調査費が「スナック・バーでの飲食」に支出されていたことが発覚。議会の自浄能力が厳しく問われる事態となり、翌2005年には議長が設置した「議員定数等検討会議」で使途公開について議論が重ねられました。

この会議では、他会派から「政治資金規正法に合わせれば良い」「(全面公開だと)思想信条に関わるものも出てくる」といった発言がでるなど、全面公開に否定的な意見が大勢を占めました。

このなかで日本共産党は全面公開を強く主張しましたが、最終的には「事務所費、人件費を除く 1 件5万円以上の支出」に限り、領収書を収支報告書に添付することが決定しました。

このように限定的ではありますが、広島市議会にとって初めてとなる領収書(写し)の添付は、2006年度分、すなわち今回の報告から実施されています。

●政務調査費の返還

議員は、「市民の利益」を守るために市政を監視し立法権を行使する役割を担っています。政務調査費は、そういった議員の調査研究活動を支える“公金”として会派が預かっているものです。

会派は、「使途基準に従って支出した」総額が交付総額を下回れば、その残額を市長に返還することになっています。しかし、今のしくみでは全ての使途が明らかにならないため、個々の返還額が適正かどうかを検証することはできません。

●領収書の保管

会派は、収支報告書の提出期限日から5年間、領収書を保存することになっています。

政務調査費の取扱いについては、地方自治法で各自治体が定めることになっています。

《地方自治法第 100 条》

第 13 項 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。

第 14 項 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

住民監査請求で不正支出が発覚

●公私の区別なく386万円

昨年末、目黒区の議長が政務調査費から自宅に事務所家賃を払っていた問題で辞任するなど、実態のない「事務所費」が全国的な問題となりました。

そんななか、広島市民 19 人が、事務所を持っていない市議の「事務所費」の返納を求める監査請求を行いました(12 月 18 日)。

これをうけて市監査委員は、市議会全会派の2005年度の「事務所費」を調査。翌年、予算議会が終盤に差し掛かった2月 16 日、市監査委員は監査結果を発表し、公明党など3会派に総額約386万円もの「違法又は不当」な支出があったとして、市長に対して3会派に返還を求めるよう勧告しました。

明るみに出た不正支出は、マイカーのローンや保険料をはじめ、服や靴、眼鏡修理代、町内会費や政治資金パーティー代など。なかには何を購入したのかわからない領収書まであり、政務調査費が公私の区別なくふんだんに使われていたことが浮き彫りとなりました。

※監査結果報告書は党市議団HPに掲載。 http://www.jcp-hiro-shigi.jp/topics/tp_070216.htm

●議会の自浄能力発揮されず

議会開会中に重大な不正支出が発覚したことをうけ、これまで使途の「全面公開」に消極的だった市議会の動向に市民・マスコミの注目が集中。このなかで日本共産党は、「何に使ったのか市民に説明しなくても良い」という使途の不透明性が不正支出の温床となっていることを指摘し、領収書を「全面公開」する条例改正案を他会派と共同提案しました。

しかし、「領収書の公開云々より、使途基準のあいまいさが問題」という多数派により、「全面公開」条例改正案は否決。4月改選後に新議会が考えるということにとどめた先送り決議が採択されました。

●市議選の争点に

続く4月の市議選では、政務調査費・費用弁償という「議会のカネ」の問題を、議会自らがどうするのかが一大争点に浮上しました。

朝日新聞は、投開票日を前に市議選候補者にアンケートを実施。新たに市議に選出された55人のうち42人(76%)が「例外を撤廃して全面公開に賛成」と回答しました。この背景に「全面公開」を求める市民世論の高まりがあることは言うまでもありません。

「全面公開」を選挙の時だけのアピールにしないよう、広島市議会が「議会改革」を進めていくことが求められます。

日本共産党は自主的に「全面公開」しています

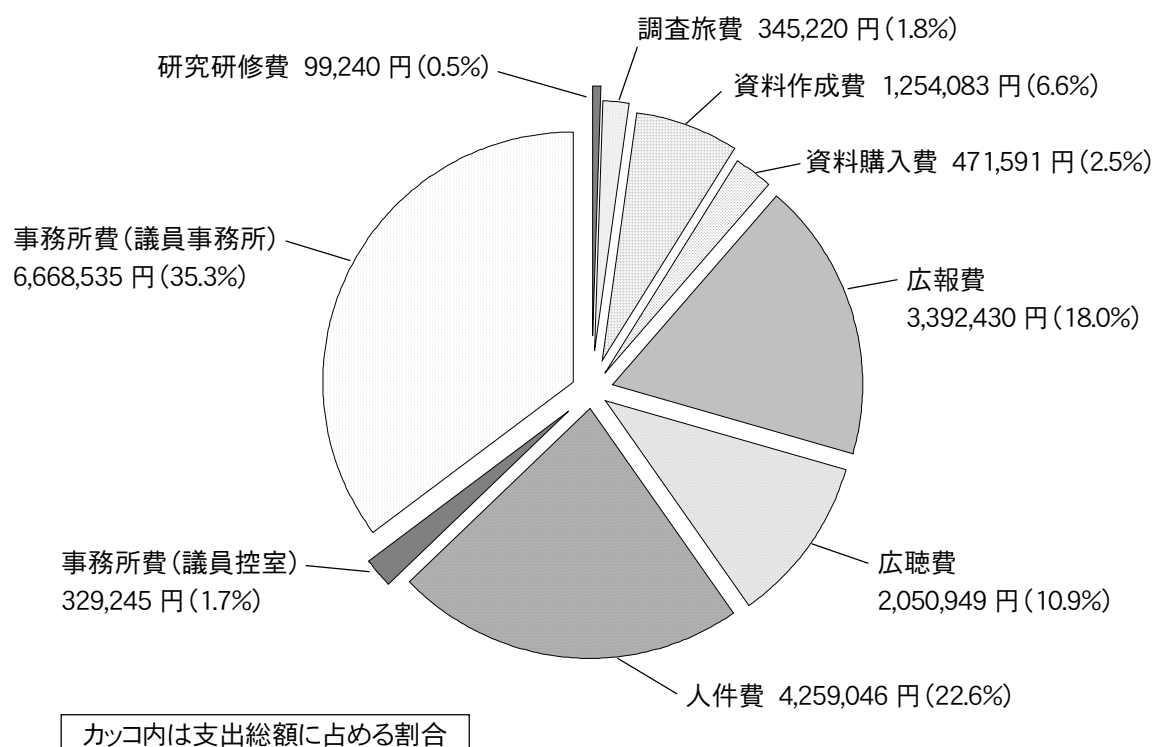
日本共産党市議団は、2002年度分から「領収書単位」で全ての支出をホームページに公開しています。実際の領収書は議員控室で閲覧できます。

日本共産党市議団ホームページ <http://jcp-hiro-shigi.jp>

●支出概要

日本共産党広島市議団の2006年度の支出概要は以下のとおりです。

交付総額	20,400,000 円	月額 34 万円×5 人×12 か月
支出総額	18,870,339 円	項目別内訳は下記円グラフ参照
返還額	1,529,661 円	預金利息 267 円を含まない



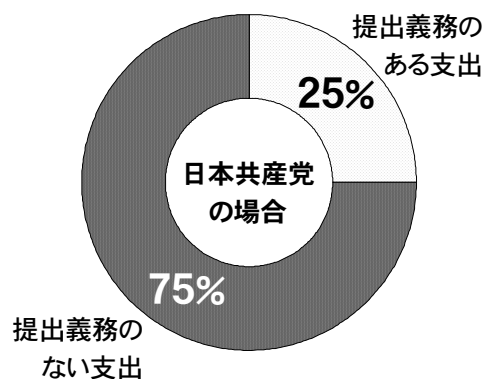
●限定的な領収書添付

2006年度分から「事務所費、人件費を除く 1 件5万円以上の支出」については、領収書(写し)を収支報告書に添付することになっています(前述2ページ)。

しかし、このような限定的な領収書の添付では、使途の大部分は明らかになりません。

例えば日本共産党の場合、今回収支報告書に添付した領収書は約474万円分、支出総額のわずか25%です。

政務調査費の透明度を高め、市民が納得できるようにするためには、使途の「全面公開」しかありません。



※詳しくは別紙「日本共産党の2006年度収支報告書および領収書(写し)提出リスト」を参照ください。

●使途の自主規制

政務調査費の使途基準は、条例および施行規則で定められています(前述 1 ページ)。

日本共産党は、より厳正に政務調査費を使うために、他都市の動きや政務調査費をめぐる司法判断などを勘案して使途の「自主規制」を設け、都度見直しをして改善に努めています。

日本共産党の「自主規制」は次ページのとおりで。

日本共産党市議団の自主規制

【支出・管理に関する取り決め】

- 政務調査活動にかかる交通費・旅費・宿泊費は実費計上とする。
- 領収書がない場合の使用が認められている「会派代表者の支払証明書」は原則使用しない。出張時の交通費などやむをえず領収書がない場合に限り使用する。(2003年度より実施)
- 議員事務所の維持費は、従来の「会派代表者の支払証明書」による一律額の支出計上を改め、実費計上とする。(2003年度より実施)
- 議員事務所の維持費は、全て「事務所費」に仕訳していた従来の方法を改め、領収書ごとに条例で定める項目に仕訳する。(2004年度より実施)

【政務調査費から支出しないもの】

- 飲食費(出張時の宿泊費とセットとなっている朝食は例外)
- 他会派との会合や団会議に伴う会場費(ホテル部屋代、喫茶店代金など)
- 視察先への土産代
- 調査研究目的が確認できない交通費(2004年度より実施)
- 宣伝カーに関する経費(看板、保険、税金、修理、ガソリン代など)
- 議員控室・議員事務所での日用雑貨(茶葉、コーヒー豆、茶菓子、食器用洗剤など)
- 議員控室・議員事務所での室内装飾費(花など)
- 政党活動および選挙関係の内容を含む宣伝物に関する経費
- 日本共産党が発行する新聞雑誌の購読料(2006年度より実施)
- 選挙時の事務所に関する経費(家賃、水光熱費、電話代、機器リース料など)

今年4月の市議選では、5つの議員事務所のうち3事務所が選挙事務所となりました。選挙事務所となった3事務所については「事務所びらき」の日から投票日まで、残りの2事務所については告示日から投票日までの事務所に関する経費および調査補助員人件費を政務調査費から除いています。(家賃・人件費など定額の場合は日割りとし、水光熱費などは当該月分を全て除外)

日本共産党の主な支出

2006年度の日本共産党市議団の主な支出は以下のとおりです。

※詳しくは別紙「月別支出(議員事務所ににかかわる費用以外)」「議員事務所別支出」を参照ください。

【研究研修費】

8月 生ごみリサイクル全国交流集会(東京都／藤井とし子)

9月 区画整理都市再開発全国研究集会(茨城県／中原ひろみ)

【調査旅費】

5月 原爆ドーム景観問題で文化庁と懇談(東京都／村上あつ子、中原ひろみ、中森辰一)

5月 学校給食先進地視察(高崎市／村上あつ子、中原ひろみ、藤井とし子)

7月 原爆ドーム景観問題などで省庁と懇談(東京都／村上あつ子、中森辰一)

9月 出島産廃場遮水シートの安全性テスト視察(大阪市／中原ひろみ)

9月 国保の調査(名古屋市／中森辰一)

【資料作成費】

議員控室のコピーリース料、コピー利用料、コピー用紙など

【資料購入費】

書籍、法令集の更新、新聞(赤旗除く)購読料、写真プリント料など

【広報費】

市議団ニュース、市議会報告(議会毎のダイジェスト)、各区の区だより(地域むけニュース)の印刷費など

【広聴費】

市政アンケートに関する経費(印刷費、料金受取人払い料金など)

【人件費】

5つの議員事務所の調査補助員への賃金(1事務所・1か月 定額8万円)

【事務所費】

議員控室:電話代、NHK、レンタルサーバーなど通信料、パソコン関連(ソフト・修理)、文房具など

議員事務所:事務所家賃、電話代、水光熱費、コピーリース料、コピー用紙など

【その他】

該当する支出はありません。

終わりに

政務調査費は、「市民の利益を守る」ために議員が行う調査研究活動を支えるものです。そうであるからこそ、不正の温床となる使途の不透明性を払拭し、市民が納得できる、市民に開かれたものにしていくことが欠かせません。

先の5月臨時会では、政務調査費の透明性向上をはじめとする「議会改革」に意欲を示す藤田博之議員が新議長に選出されました。

日本共産党は、引き続き使途の「全面公開」を議会に働きかけていくとともに、自らも、みなさんから寄せられたご意見・ご指摘を謙虚に受け止め、政務調査費の使途の改善に努めていきます。

ご意見や閲覧の申し込みは党市議団事務局まで
電話 082-244-0844 メール k-shigi@jcp-hiro-shigi.jp